

会 議 録

| | |
|--------|---|
| 会議の名称 | 令和4年度 第3回飯塚市個人情報保護審議会 |
| 開催日時 | 令和4年8月24日(水) 午前10時00分～午前11時20分 |
| 開催場所 | 飯塚市役所 本庁舎1階 多目的ホール |
| 出席委員 | 井上(道)委員(会長)、岡松委員(副会長)、下村委員、田中委員、井上(節)委員 |
| 欠席委員 | 柴田委員 |
| 事務局職員 | 手柴総務課長、橋本課長補佐、向野 |
| 実施機関職員 | 同上 |
| | <p>「個人情報の保護の法律の改正に伴う個人情報保護制度における対応について」</p> <p>1. 実施機関より改正法の概要及び現行条例と改正法に比較について説明</p> <p>2. 個別審議</p> <p>【要配慮個人情報の追加の要否について】</p> <p>① 対応の方向性(案)</p> <p> 条例において収集制限のある個人情報と法改正における要配慮個人情報の内容に差異は、「門地」と「出生」の文言である。</p> <p> 国の見解も踏まえ、「門地」は該当する場面等具体例がないこと、「出生」は改正法の「社会的身分」に含まれることから、条例要配慮情報の追加は必要ないとする。</p> <p>② 質疑応答・意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に現行の飯塚市個人情報保護条例を制定する際にも、「門地」と「出生」の概念について議論をした。改正法における「社会的身分」という一般的な言葉に変わるのには良いが、抽象的であるため、解釈の仕方を市民に説明する必要がある。 ・国が提示する「条例要配慮個人情報」の例はあるか？ ⇒他自治体での検討事項にLGBT、生活保護の受給状況等が挙げられているが、実際に条例要配慮情報に制定された例は見ない。 ・「社会的身分」は良いが、市民から質問等が挙げられた場合に備え、審議会でこのような意見が出たことを記録に残してほしい。 ・「門地」については、具体的に何か国も分からないまま法から外して |

いるという矛盾を前提に考えるべき。

- ・改正法の「社会的身分」について、ガイドラインや解説文言で補えば良いと思う。

③ 審議会としての結論

条例要配慮個人情報の追加は必要なし。

【個人情報業務登録簿の作成について】

① 対応の方向性(案)

改正法において作成義務のある「個人情報ファイル簿」に加えて、現行の個人情報業務登録簿を作成・公表すべきか。

双方の公表目的や作成条件、記録する内容の重複、市民目線での分かりやすさ、事務効率等を考慮し、1,000人未満の個人情報ファイル簿について作成・公表をし、個人情報登録簿は廃止する。

② 質疑応答・意見

異議なし。

③ 審議会としての結論

個人情報ファイル簿を人数問わず作成し、個人情報業務登録簿は廃止する。

【個人情報開示請求に対し、不開示とする情報の内容について】

① 対応の方向性(案)

情報公開条例の非開示情報との整合性を確保するため、改正条例(個人情報)に定めることにより、改正法の不開示情報から除く、又は、不開示情報として追加する必要があるか。

整合性は基本的に取れているが、公務員の氏名については、改正法では非開示となる。しかし本市では職員名簿を慣行として公表しているため、改正法78条第1項2号に基づく公開として、改正条例において開示情報として追加はしない。

② 質疑応答・意見

意義なし。

③ 審議会としての意見

条例に追加の必要なし。

【検討個票 開示・訂正・利用停止請求の決定期限について】

① 対応の方向性(案)

現行の運用状況及び開示請求者への不利益を考慮し、改正法に定める期限(決定期限30日、延長期限60日)を短縮し、条例の決定期限(決定期限14日、延長期限30日)に合わせる。

② 質疑応答・意見

- ・期間内に開示できなかつたら改正法上どうなるのか?

| | |
|----------|---|
| | <p>⇒次回審議会にて回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行 14 日以内に開示できない場合の対応、開示請求の期限は？ ⇒延長通知を交付し、30 日以内に開示を行っている。 開示請求に期限はなく、いつでも請求可能だが、文書の保存期限超過で不存在となることはある。 ・現場職員の事務対応の大変さを考えると期限を短くしなくても良いのではと思う。しかし、現状 9 割以上が 14 日以内に開示できているので、法に基づくとしても期限を延ばす理由もつけづらい。 ・法に基づいての期限を、わざわざ条例で短くするのもどうか。 <p>③ 審査会としての意見 改正法に定める期限を短縮し、条例の決定期限に合わせる。</p> <p>【開示請求に係る手数料について】</p> <p>① 対応の方向性(案) 手数料を徴収すべきか、又はこれまで同様写しの交付に係る費用のみを徴収すべきか。 個人情報保護制度の目的や趣旨、及び情報公開制度との統一を考慮し、開示手数料は引き続き徴収しないこととする。</p> <p>② 質疑応答・意見 ・法第 89 条第 2 項の規定によると、手数料に実費が含まれるのではないか？ ⇒次回審議会にて回答</p> <p>③ 審査会としての意見 次回へ継続</p> <p>4. 次回日程調整</p> <p>次回日程 日時：9 月 7 日(水) 午前 10 時 00 分～ 場所：6 階 教育委員会会議室</p> |
| 会議資料 | |
| 公開・非公開の別 | <p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 0 人)</p> |
| その他 | |